

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	あいさつ	2
3	議 題	2
(1)	協議事項について	2
①	選挙管理委員及び補充員の選挙について.....	2
②	会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて.....	3
(2)	報告事項について	4
①	報告第 1 号 市長の専決処分事項報告について.....	4
	専決第 10 号 令和 6 年度矢板市一般会計補正予算（第 6 号）	4
②	報告第 2 号 市長の専決処分事項報告について.....	6
	専決第 9 号 損害賠償の額の決定及び和解について.....	6
③	報告第 3 号 市長の専決処分事項報告について.....	7
	専決第 11 号 損害賠償の額の決定及び和解について.....	7
④	報告第 4 号 市長の専決処分事項報告について.....	9
	専決第 12 号 損害賠償の額の決定及び和解について.....	9
⑤	令和 7 年度職員採用（二次募集）について.....	10
⑥	賠償請求調停事件について.....	11
4	その他	13
5	閉会	16

日 時	令和 6 年 11 月 29 日(金)	午前 10 時 00 分～午前 10 時 39 分
場 所	議場	

○ 出席者

【 議員 14人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榊 真 衣 子
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長 森 島 武 芳
- ② 教育長 伊 藤 由 悟
- ③ 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ④ 秘書広報課長 宮 本 典 子
- ⑤ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑥ 健康福祉部長兼社会福祉課長 沼 野 晋 一
- ⑦ 市民生活部長兼生活環境課長 山 口 武
- ⑧ 経済部長兼農林課長兼農業委員会事務局長 村 上 治 良
- ⑨ 建設部長兼建設課長 柳 田 豊
- ⑩ 教育部長兼教育総務課長 佐 藤 裕 司
- ⑪ 生涯学習課長 佐 藤 賢 一
- ⑫ 監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長 相 馬 香 織
- ⑬ 上下水道事務所長兼水道課長 柳 田 恭 子

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星 哲 也
- ② 副主幹 粕 谷 嘉 彦
- ③ 副主幹 佐 藤 晶 昭

1 開 会

○議長（佐貫 薫） 皆様おはようございます。

全員協議会を開会いたします。

初めに、市長から御挨拶があります。

(10 : 00)

2 あいさつ

○市長（森島武芳） おはようございます。

全員協議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今回、第 399 回定例会議に市当局から提出をいたします案件は、報告事項 4 件、補正予算 4 件、条例の一部改正 1 件の計 9 件であります。

また、各報告事項につきましては、所管の部課長から説明をいたしますので、よろしく御協議いただきますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

3 議 題

(1) 協議事項について

① 選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長 3 議題、(1)協議事項について、①について説明を求めます。

○議会運営委員長（石井侑男） 選挙管理委員及び補充員の選挙につきましては、各地区の議員から別紙案のとおり推薦がありました。

選挙の方法は、指名推選とし、また、補充員の順位については、年齢の高い順としております。

なお、指名推選については議長から指名していただきたいと考えております。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長説明のとおり、御協力をお願いいたします。

② 会議期間、議事日程及び議案の取扱いについて

○議長 ②について説明を求めます。

○議会運営委員長 御協議申し上げます。第 399 回定例会議の議会運営については、去る 11 月 22 日午前 10 時から、第 2 委員会室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。提出議案の件数、一般質問通告者数及びそれらの取扱い等について慎重に協議した結果、会議期間は、本日から 12 月 12 日までの 14 日間と決定いたしました。

次に、議事日程については、お手元の日程表のとおりであります。

次に、議案の取扱いについては、所管常任委員会に審査を付託する予定であります。

何とぞ、議員各位の御協賛を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないようですので、議会運営委員長報告のとおり、御協力をお願いいたします。

(2) 報告事項について

① 報告第1号 市長の専決処分事項報告について

専決第10号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第6号）

○議長 次に、(2)報告事項について、①について説明を求めます。

○総務課長（高橋弘一） 報告第1号 令和6年度矢板市一般会計補正予算（第6号）について御説明させていただきます。

今回の補正予算は、本年10月9日の衆議院解散に伴い、執行されました衆議院議員総選挙に係る経費でございます。

この補正予算につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、本市の「市長の専決処分事項の指定について」に規定されております「解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること」により、専決処分をいたしました。

それでは補正予算書の1ページをお願いいたします。令和6年度矢板市一般会計補正予算（第6号）、以下の朗読は省略させていただきます。次のページ、2ページ・3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入は、16款県支出金で2,775万6,000円の補正を行いまして、歳入総額は155億8,717万1,000円となります。歳出は、2款総務費で2,775万6,000円の補正を行いまして、歳出総額は155億8,717万1,000円となります。

それでは続きまして、予算に関する説明書で御説明いたします。予算に関する説明書の4ページ・5ページをお願いいたします。まず、2の歳入でございます。16款県支出金の衆議院議員総選挙費委託金は、衆議院議員総選挙費に係る国からの委託金でございまして、これは栃木県を通して市町に交付されるもので、補助率は10分の10でございます。

続きまして、3の歳出でございます。2款総務費の衆議院議員総選挙費は、本年10月27日に執行された衆議院議員総選挙に係る経費でございます。主なものでございますが、初めの報酬、こちらは期日前投票や投開票日における立会人や投票管理者などの報酬でございます。その下は、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当でございます。そして、下から6行目の通信運搬費、こちらは入場券の郵送代などでございます。一つ飛んで手数料でございますけれども、こちらは選挙公報の新聞折込代、そのほか投票用紙交付機の点検手数料などでございます。そして次の委託料はポスター掲示場の設置・管理・撤去業務、また、入場券の印刷業務、選挙人名簿管理システムの保守業務などが主なものでございます。次の使用料及び賃借料は期日前投票所として使用しますプレハブの賃借料、また名簿対象用のパソコンの賃借料などでございます。最後の備品購入費、こちらは投票用紙交付機15台の購入のほか、投票用紙読取機1台の購入費用でございます。

それでは次の6ページになりますけれども、こちら給与費明細書でございます。1の特別職でございますが、一番左の欄に「補正後」「補正前」「比較」とございますけれども、3段目の比較のところ、その他の特別職に112人153万9,000円とございますけれども、これは期日前投票や投開票日における立会人、また、投票管理者などへの報酬でございます。そして次の7ページの上の段につきましては、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当と管理職員特別勤務手当でございます。そして下段のイにつきましては、会計年度任用職員2名分の報酬でございます。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

② 報告第2号 市長の専決処分事項報告について

専決第9号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長 ②について説明を求めます。

○建設課長（柳田 豊） 報告第2号、市長の専決処分事項報告についてでございます。

この件につきましては、市道中・安沢1号線上において発生した車両事故につきまして、事故相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより報告するものでございます。

報告事項の3ページを御覧願います。報告第2号、市長の専決処分事項報告について。下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和6年11月29日、矢板市長森島武芳。

専決第9号でございますが、朗読を割愛させていただき、御説明させていただきます。本件は、令和6年8月31日に、矢板市中1053番4の市道上の舗装劣化による陥没穴におきまして、自転車が通過した際に両輪を落とし、タイヤ等の車両損傷事故に対するもので、損害賠償額2,140円として、令和6年10月8日に和解となりました。和解の条件及び相手方については記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

（なし）

○議長 ないものと認めます。

③ 報告第3号 市長の専決処分事項報告について

専決第11号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長 ③について説明を求めます。

○建設課長 続きまして、報告第3号、市長の専決処分事項についてでございます。

この件につきましては、道路上において発生した倒木事故につきましては、事故相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより、報告するものでございます。

報告事項の5ページを御覧願います。報告第3号、市長の専決処分事項報告について。下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。令和6年11月29日、矢板市長森島武芳。

専決第11号でございますが、朗読を割愛させていただき、御説明させていただきます。本件は、令和6年7月27日に矢板市針生537番7の認定外道路上に、自生していた樹木が相手側の土地に倒れ、プレハブ事務所、鉄骨資材小屋及び外構を損傷した事故に対するもので、築年数は不明でございましたが、建物の仕様及び使用状況を確認した上で、交換製品・部材等の関連する工事費について、新旧交換控除の考え方を適用し、残価率を50%といたしました。

損害賠償額は180万7,807円として、令和6年10月21日に和解となりました。和解の条件及び相手方については記載のとおりでございます。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○掛下議員 質問いたします。今回、認定外道路の木ということで多大な損害が出るということで、こういう事例はほかにもあるかもしれないので、私として

は、そういう道路の淵があるものについて、どっちがどうなのかって分からないのですが、今回の事例は間違いなく 100%道路に面しているところの責任で、その木があったという解釈なのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○建設課長 今回の件につきましては、土地の経過からございます。本土地は、平成元年 10 月 31 日に地籍調査事業により境界が確認され、平成 3 年 9 月 18 日に国土調査の成果となりました。その後、平成 13 年 6 月 11 日に管轄転属により大蔵省、そして平成 21 年 6 月 12 日に所有権保存により財務省となりました。その後、平成 26 年 12 月 19 日に国有財産譲与により、本市の所有となっていました。

今回は認定外道路上になってしまったわけなのですが、このような事例がございましたことから、市内のある程度の認定外道路につきましては点検を行いまして、同様の樹木がもう一本発見できましたので、来年の予算に計上させていただき、予算が取れば伐採したいと考えているところですので、御理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上となります。

○掛下議員 今の経過で大体分かりましたけども、この認定外道路というのは、国からの払下げじゃないですけど、そんな形でいろいろな所にあるというのは分かります。

それで、道路補修と同じ考え方なのですけども、市の職員が全て点検して発見するのは、すごく難しいのが実態だと思いますので、いかに市民の協力を得て、危なそうな所で道路に面している所に木があれば、市民からの通告、道路も一緒ですよ、市民からの通告を基にして、穴があればすぐ補修していただいていますけれども、木も同じようにもっと公開をして、「こういう問題があ

った、したがって、道路に面した所で木が邪魔になって、倒れたときに損害を与えるような場所は市民から情報を得る」というようなことを情報公開をうまくやりながらやったらいかがでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○建設課長 掛下議員のおっしゃるとおり、情報公開して行う方法も今後必要だと思っておりますので、実施に向けて研究していこうと思っております。

現在は、各行政区長や地元の方から同様なお話をいただいている場合には、すぐ職員のほうで点検して、矢板市の完全なる敷地内でしたら市のほうでも伐採はできるのですが、ほとんどの場合は民地側のほうの木が多いものですから、そちらの方には適正管理の通知をすぐに出させていただいて、御協力をいただき伐採していただいている状況ですので、御理解いただければと思います。

○議長 そのほか、御質疑ありますか。

(なし)

○議長 ないようですので次に移ります。

④ 報告第4号 市長の専決処分事項報告について

専決第12号 損害賠償の額の決定及び和解について

○議長 ④について説明を求めます。

○建設課長 続きまして、報告第4号、市長の専決処分事項についてでございます。

この件につきましては、市道幸岡・鹿島町1号線上において発生した車両事故につきまして、事故相手方と和解となりましたので、法の定めるところにより、報告するものでございます。

報告事項の7ページを御覧願います。報告第4号、市長の専決処分事項報告

について。下記事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和 6 年 11 月 29 日、矢板市長森島武芳。

専決第 12 号でございますが、朗読を割愛させていただき、御説明させていただきます。本件は、令和 6 年 8 月 31 日に矢板市幸岡 1500 番 1 の市道上の舗装劣化による陥没穴におきまして、小型自動車が通過した際に左側の前輪及び後輪を落とし、タイヤ等の車両破損事故に対するもので、損害賠償額 1 万 4,000 円として、令和 6 年 10 月 24 日に和解となりました。和解の条件及び相手方については記載のとおりでございます。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等はありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑤ 令和 7 年度職員採用（二次募集）について

○議長 ⑤について説明を求めます。

○総務課長 それでは、令和 7 年度職員採用の二次募集について御報告いたします。

令和 7 年度の職員採用につきましては、新たに受験資格に就職氷河期世代の者を含む年齢要件を設定いたしまして、試験を実施することにいたしましたので御報告いたします。

採用予定数は 9 名でございますが、一般事務を 7 名、建築土木が 1 名、障がいのある方 1 名をそれぞれ採用する予定でございます。採用試験のスケジュールにつきましては、11 月 20 日先週水曜日から募集を始めておりまして、来週

の12月6日金曜日までを受付期間といたしております。今後、1次試験・2次試験を実施いたしまして選考してまいります。この採用試験の周知につきましては、市ホームページへの掲載のほか、市公式SNSや大手求人検索サイトなどを活用しております。

説明は以上でございます。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

⑥ 賠償請求調停事件について

○議長 ⑥について説明を求めます。

○建設課長 賠償請求調停事件についての報告でございます。

この件につきましては、申立人が平成26年から矢板市議会に数度にわたり、陳情や請願書が提出されております、一般国道4号の4車線化に伴い、中央分離帯が生じ、国道沿いの店舗が市道前岡4号線沿いに自主工事により乗入口を新設し、迂回進入を行った結果、大型車両が頻繁に進入するようになり、道路管理者である本市に対し、市道前岡4号線の大型車両の通行禁止を求められた事案に関連するものでございます。

本市が申立人の求めに応じないため、令和4年11月9日午後1時頃、申立人宅地の塀の笠木である瓦を一部損傷させる当て逃げ事故が発生したとし、本市に対し、9万9,000円を支払えという調停申立てを令和6年11月6日にされました。

これらの対応につきましては、顧問弁護士を代理人として対応してまいりますので御承知おき願います。

報告は以上となります。

○議長 説明は終わりました。御質疑等ありませんか。

○宮本議員 この件なのですが、私も議員になって全く状況が分からないのですが、これまでに至った経緯について、さらに詳しく御説明をいただきたいと思えます。

○議長 答弁を求めます。

○建設課長 これまでに至った経過ですが、平成 25 年に国道 4 号の片岡までの拡幅 4 車線化におきまして、工事を国でされた際に国道 4 号に中央分離帯ができたということで、申立人の近くにありますが、お客さんが入りづらくなったということで、すぐ東側にあります市道前岡 4 号線、そちらに進入路をつける工事をいたしまして、そこから数台出入りするようになりました。それについて申立人は大型車が通るのだから通行禁止にしてくれと申出がありまして、そこから市と何度も協議を重ねてきたところなのですが、相手方は納得されず、平成 26 年 5 月 26 日に矢板市議会あてに陳情、そして市議会では継続審査となり、平成 27 年 7 月 16 日にもまた矢板市議会に陳情され、それが不採択となりました。平成 28 年 7 月 4 日には矢板市議会に請願が出されたのですが、規制不要となっております。その後も令和元年 5 月 20 日、令和元年 8 月 19 日と陳情が市議会に出されましたが、不採択となっている案件でございます。その後、本人からもいろいろあったのですが、市も所定の手続きをしているものですから、相手の言い分に全く応じない形でしたもので、今回の調停を挙げられた、申し立てられたという状況になっております。

説明は以上となります。

○宮本議員 この問題に関して、度重なり議会にも陳情が出たという説明で、先輩議員の判断には何ら申し述べることはないのですが、これ執行部としての

対応としては万全の体制だったのでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○建設課長 今回の問題が最初に起きた時点から、市のほうで顧問弁護士に相談しながら対応しております。今回も今までの経過も含めて顧問弁護士に確認したのですが、最初からのやり方で間違いないと伺っておりますので、その方針で対応してまいりたいと思っております。

以上となります。

○宮本議員 いろいろと想像するに、人対人の対応だと思いますから、今回出されたものにしっかりと受け答えをしながら、弁護士に対応を任せるというのも大変必要かと思うのですが、やはり矢板市としての気持ち、市民に対する意向、こういう件がさらに続くことなく、今回の案件に対して誠意をもって市としても対応をしっかりとさせていただいて、この案件がスムーズに対処できるようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長 そのほか、御質疑ありますか。

(なし)

○議長 ないようですので、次に入ります。

4 その他

○議長 4その他に入ります。

議員各位及び市当局から何かありますか。

○宮本議員 生涯学習課長は今日出席してないのですが、先日、新聞報道になりましたミヤコタナゴ生息地の外来種初確認ということで、新聞紙上では多くの市民の方も分かったかと思うのですが、言葉として担当のほうからやはり

御説明は必要かなという気がいたしたものですから、発言をさせていただきました。これ、教育長は聞いているかどうか分からないですが、担当課長が居ないので出席者の方で分かっている範囲で、今後・当時の様子・原因も含めてなのですが、御発言願えれば大変ありがたいですが、よろしく願いいたします。

○議長 暫時休憩をします。 (10:33)

(生涯学習課長着席)

○議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 (10:33)

答弁を求めます。

○生涯学習課長(佐藤賢一) 例年行っております山田地内のミヤコタナゴ生息地の生息池調査におきまして、今年度は10月19日に実施をいたしました。その中で初めて報道にありました、タイリクバラタナゴというものが13匹確認をされたところでございます。このタイリクバラタナゴに関しましては、県内の各地の河川などにも生息しているものでございまして、今回見つかりました13匹の個体の成長具合を確認いたしましたところ、この池で育ったものではなく、外部から持ち込まれた可能性が高いということで水産試験場のほうからも意見をいただいたところでございます。

今後につきましては、現在ミヤコタナゴ保存会の皆さんと今回のこのタイリクバラタナゴに関します情報共有とか、さらにどのような方がその地域に出入りしているのかなど、そういうものについての情報共有、また連携を密にしながら、さらに水産試験場の協力を得ながら、今後タイリクバラタナゴの繁殖がないようにしていきたいということで、いろいろな啓発・除去・掲示物設置など、対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長 そのほか、御質疑ございますか。

○掛下議員 市民から問い合わせがあった内容としては、リクルートとの協定の話が新聞に出ていたと思います。そういったものに対して私のほうに問い合わせがきても答えられなかったので、事前に新聞発表とする場合は必ず議会への事前報告ってこと、前からいろいろな件で話をしている内容ですけども、今回の件についても事前の報告をできるようにお願いしたいと同時に、もう少し状況について、新聞発表以外に分かるのであれば、教えていただきたいと思っておりますけども、よろしく申し上げます。

○議長 答弁を求めます。

○総合政策課長 ただいまお尋ねの件でございますが、お尋ねがありましたとおり 11 月 15 日でございますが、リクルートと矢板市におきまして地方創生等を目的とした包括協定を結ばせていただきました。

内容としましては、本市の中で雇用等を推進していくというところで、リクルート様のほうと本市の雇用等の活用・拡充等を柱としながら、D X の推進、また地方創生等の取組を様々な点で協調させていただきながら、事業を進めていくというところで協定を結ばせていただいたというところでございます。

この協定に基づきまして、今後具体的な事案につきましては、都度協議させていただきながら進めていただきたいと思いますと考えておりますが、近々にございましては 12 月におきまして、リクルート様のほうの御協力もいただきながら、今現在行われています、市の企業が新しい方を採用するに当たってのその部分のところについての支援という内容の取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。資料が手元になく、詳細を御説明できなくて恐縮なのですが、概要としては今のような状況でございます。

○掛下議員 今の内容だとほとんど新聞発表のレベルだと思うのですが、

事前に議会への報告をして欲しいと思っているのですが、その辺のところの回答はどうでしょうか。

○議長 答弁を求めます。

○総合政策課長 この度、報道のほうが先行したという状況でございます。全て御提供というところもございますが、内容に応じまして随時情報提供できますように今後取り組ませていただきたいと思いますと考えております。よろしく願いいたします。

○議長 そのほか、御質疑等ございますか。

(なし)

○議長 ないものと認めます。

5 閉会

○議長 以上で全員協議会を閉会いたします。

(10 : 39)

令和 年 月 日

議長